

## ⑥ 農業用廃プラスチック類の適正処理について（H21）

### ① 適正処理について

ハウスや田畑等で使用したフィルムなどの農業用廃プラスチック類は産業廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」）により排出事業者（農家）の自らの責任において処理することが義務づけられています。

また、ダイオキシン対策の強化などから自家焼却（野焼き）や自家所有地への埋立処分は「廃掃法」により禁止されています。

### ② 処理方法

資源として有効利用される再生工場での再生処理を基本とします。

なお、廃缶についても再生処理を基本とします。

### ③ 産業廃棄物を運搬する車両の表示及び書面の備え付け（携帯）について

平成17年4月1日より、産業廃棄物を排出事業者（農家）が車両で運搬する場合、車両への表示及び書面等の備え付けが必要になりました。

### ④ 再生処理のための回収日程及び処理料金（平成21年度）

	回収品目	回収場所	回収時間
6月16日(火)	廃プラスチック類	農協野菜選果場	午前9時 ～午後3時まで
8月18日(火)	廃プラスチック類 廃缶		
12月1日(火)	廃プラスチック類		
3月2日(火)	廃プラスチック類 廃缶		

★日程は予定であり、気象等で変更になる場合があります

品 目		H21処理料金
廃プラスチック	塩化ビニール	6円/kg
	農ポリ系フィルム	13円/kg
廃缶	テロン缶等	42円/缶
	カヤヒューム缶	42円/kg

料金は税込み



▲農協野菜選果場

### ⑤ 産業廃棄物を自ら埋立処分場で処理する場合

※基本的に再生利用を促進するためマニフェストの交付は行いません。（各自の責任で準備する事）

【お問い合わせ先】 大崎町役場 農業振興センター内 農林振興課 営農指導係 TEL 476-1111（内線 167）